(目的)

第1条 この要綱は、比布町内において、住宅リフォームに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、町民が安心して住み続けられる居住環境の向上並びに空き家の流動化を図り移住定住の促進に寄与することを目的とする。

# (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 住宅 自己所有している戸建ての専用住宅又は戸建ての店舗併用住宅で、居住の用に供する部分をいう。
  - (2) 住宅リフォーム 次の各号に掲げる工事の総称をいう。
    - ア 増築工事 既存の住宅の居住部分の床面積を増加させる工事
    - イ 改築工事 既存の住宅の一部を取り壊し、その場所に居住部分を改めて建築する工事
    - ウ 改修工事 住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させる工事で、次に掲げるもの
      - (ア) 基礎、土台、梁、又は柱の工事
      - (イ) 筋かい、火打ち等による構造補強工事
      - (ウ) 外壁、屋根等の改修工事、又は塗装工事
      - (エ) 世帯構成変更等に伴う間取りの変更、段差解消等の工事
      - (才) 断熱工事
      - (カ) 各種内装(フローリング、クッションフロアー、畳、クロス、石膏ボード、化粧合板等)工事
      - (キ) その他耐久性・安全性等、性能を高めるために必要な工事
  - (3) 町内住宅関連業者 比布商工会の会員であって、町内に独立した事業所を有する建築、電気、管、冷暖房、土木等、住宅リフォーム等に関連する業を営む者をいう。

### (補助の要件)

- 第3条 この要綱による補助金の交付対象となる住宅リフォームは、新築後30年を経過した住宅で建築基準法等の関係法令を遵守し施工される住宅リフォームとする。
- 2 住宅リフォームの工期(着工及び完了の予定年月日)は、原則として 3 カ月以内とする。ただし、町 長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

## (補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 比布町内に住所を有する者及び比布町内に移住する者であって、当該移住についての確約書を 提出した者
  - (2) 住宅リフォームを行う住宅の所有者であり、リフォーム完了等後その住宅に居住する者
  - (3) 本人及び同一世帯に属する者が、市町村民税等を滞納していないこと。

- (4) 過去に住宅の改修工事を目的とした補助金を町から受けていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者

#### (補助対象工事)

- 第5条 この要綱において、補助対象となる住宅リフォームは、次の各号のいずれにも該当するものと する。
  - (1) 比布町内に存する自己所有の住宅の工事であること。
  - (2) 住宅リフォームに要する費用(消費税等を除く。以下同じ。)が 100 万円以上であること。ただし、当該費用には、次に掲げる費用を含まないものとする。
    - ア 居住部分と居住以外の部分を併せて工事する場合は、その居住以外の部分の工事に要した費用
    - イ 国、北海道、比布町その他公共団体等から資金として助成金、交付金等の交付を受けて工事する場合は、その改修工事に要した費用
    - ウ 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要した費用(後付照明器具、据 え置きコンロ、ストーブ、家具、その他)

#### (補助金の額)

- 第6条 この要綱における補助金の額は30万円とする。ただし、町内住宅関連業者における住宅リフォームは50万円とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

# (補助金の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、比布町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式 第1号。以下、「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。
  - (1) 申請者及び世帯員の市町村民税等の滞納がないことを確認できる書類
  - (2) 工事積算書の写し(補助対象工事と他の工事を分離したもの。一式見積りは不可)
  - (3) 工事契約書の写し
  - (4) 工事内容を示す図面及び写真等
  - (5) 住宅の見取り図及び面積表(非居住部分を含む住宅で屋根、外壁等を改修する場合に限る。)
  - (6) その他、町長が必要と認める書類

#### (交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、比布町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。 なお、補助金を不交付すると決定した場合は、比布町住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

## (内容の変更等)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が前条の交付決定内容の変更等を 行う場合は、あらかじめ比布町住宅リフォーム支援事業補助金工事変更等承認申請書(様式第4号)を 町長へ届け出なければならない。
- 2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その結果を比布町住宅リフォーム支援 事業補助金工事変更等承認・通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

## (実績報告等)

- 第 10 条 交付決定者は、住宅リフォームが完了したときは、比布町住宅リフォーム支援事業実績報告書(様式第 6 号)に次に掲げる書類を添えて、完了の日から起算して 30 日以内に町長に提出しなければならない。
  - (1) 施工業者が発行した工事代金の領収書の写し
  - (2) 工事を実施した箇所の写真(着工前と完成が比較可能な同じ構図のもの)
  - (3) 建築確認検査済証の写し(建築確認が必要な工事に限る。)
  - (4) その他町長が必要と認める書類

### (補助金交付)

第 11 条 町長は、前条の規定により書類を受理した場合は、その内容を審査し、適正であると認めた ときは、補助金を交付するものとする。

## (交付決定の取消し、補助金の返還等)

- 第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全 部若しくは一部を取消し、又は既に交付していた補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがで きる。
  - (1) 補助事業を中止又は廃止したとき。
  - (2) 第4条及び第5条の条件を満たさないこととなったとき。
  - (3) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

# (その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

### 附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。